

1. 保育士宿舎借り上げ支援事業について

- ① 事業の概要：保育士の確保対策として、私立保育所等の事業者が保育士等が居住する宿舎を借り上げるための費用の一部を補助することにより、保育士等の確保及び定着を図り、保育の質の向上に寄与することを目的としている。
- ② 対象者：常勤の保育士
- ③ 対象期間：5 年間
- ④ 補助基準額：月額 75,000 円を上限。
- ⑤ 補助率：(国) 3/8、(市) 3/8、(事業者) 1/4
 ※月額 75,000 円のうち 28,000 円について国から補助を受けている。
- ⑥ 過去3年間の実績：

年度	補助した保育士の数	事業者への補助額及び国からの補助額
令和7年度 (見込み)	46人	25,975,000円 うち、国からの補助額 13,094,000円
令和6年度	43人	25,976,000円 うち、国からの補助額 13,121,000円
令和5年度	41人	24,125,000円 うち、国からの補助額 12,252,000円

2. 利用者支援事業（特定型）について

- ① 事業の概要：保育所等の保育の利用に向けた情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。本市では、窓口保育コンシェルジュを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような情報提供し、必要に応じて案内やサポートを行っている。
- ② 担当職員：公立保育施設で勤務経験のある保育士
- ③ 実施方式：直営
- ④ 実施場所：1箇所（ほいく課）
- ⑤ 補助基準額：3,346,000円を上限（令和7年度）
- ⑥ 補助率：(国) 2/3、(県) 1/6、(市) 1/6
- ⑦ 実績：窓口、電話等で保護者が希望施設を決めるうえで、保育内容や市内保育施設に関する相談があった場合など、随時対応を行った。
- また、相談の中で、こどもの発達に悩む保護者に対して、児童発達支援サービスやこども家庭・保健センター等の関係機関につないだほか、こどもにあった教育・保育環境を保護者と探る中で、幼稚園の入園が適切と判断し、教育委員会へつないだ。